宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施 行規則をここに公布する。

平成29年12月22日

宇陀市長 竹 内 幹 郎

宇陀市規則第30号

宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条 例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との 調和に関する条例(平成29年宇陀市条例第22号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用 する用語の例による。

(事業の届出)

- 第3条 条例第9条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次 に掲げるとおりとする。
  - (1) 事前協議の状況
  - (2) 事業区域及び事業区域に隣接する土地等の現況
  - (3) 太陽光発電設備の配置、形状、寸法、構造等
  - (4) 災害による被害、事故の発生等を防止するための措置
  - (5) 近隣関係者及び地域住民への周知に係る報告
  - (6) 事業の実施に必要な法令、条例、規則等(以下別表において「関係法令等」という。)の手続の状況
  - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第9条第1項の規定による届出(以下「事業届出」という。) は、太陽光発電設備設置事業届出書(様式第1号)によるものとす る。
- 3 前項の事業届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 関係法令等手続状況確認書(様式第3号)
  - (3) 別表に定める図書のうち提出時期の欄に事業届出のときとあるもの
  - (4) 近隣関係者説明報告書(様式第4号)
  - (5) 地域住民周知·説明会報告書(様式第5号)
  - (6) 事業実施に係る確約書(様式第6号)

- (7) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第9条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業 変更届出書(様式第7号)によるものとする。
- 5 前項の変更届出書には、第3項に規定する書類のうち変更の内容 が確認できる書類を添えなければならない。

(事前協議の届出)

- 第4条 条例第10条第1項の規定による事前協議は、太陽光発電設備設置事業事前協議書(様式第8号)によるものとする。
- 2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 立地に慎重な検討が必要な地域に関する確認書(様式第9号)
  - (3) 別表に定める図書のうち提出時期の欄に事前協議のときとあるもの
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定は、条例第10条第2項の規定において準用する同 条第1項の規定による事前協議について準用する。

(協議終了の通知)

第5条 条例第12条の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業 に関する協議終了通知書(様式第10号)によるものとする。

(事業着手の届出)

- 第6条 条例第13条の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業 着手届出書(様式第11号)によるものとする。
- 2 前項の着手届出書には、太陽光発電設備設置事業に関する協議終了通知書を添えなければならない。

(事業完了等の届出)

- 第7条 条例第14条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業(完了・中止・再開・廃止)報告書(様式第12号)によるものとする。
- 2 完了の報告においては、前項の報告書には、別表に定める図書の うち提出時期の欄に事業完了のときとあるものを添えなければなら ない。

(身分証明書)

第8条 条例第15条の規定により市の職員が立入検査を行う場合は、 身分証明書(様式第13号)を携帯し、関係者に提示するものとす る。

(指導、助言及び勧告の通知)

- 第9条 条例第16条第1項の規定による指導又は助言は、太陽光発 電設備設置事業指導・助言通知書(様式第14号)によるものとす る。
- 2 条例第16条第2項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事

業改善勧告書(様式第15号)によるものとする。

- 3 条例第16条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書(様式第16号)によるものとする。
  - (公表の方法)
- 第10条 条例第17条第1項に規定する公表は、宇陀市公告式条例 (平成18年宇陀市条例第3号)別表に規定する掲示場に掲示する 方法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

- 第11条 条例第17条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付 与通知書(様式第17号)によるものとする。
- 2 前項の規定により通知を受けた事業主は、当該通知に係る意見を 述べようとするときは、公表に関する弁明書(様式第18号)によ り、意見を述べるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第3条、第4条、第7条関係)

図書の種類	必ず明示すべき事項等	縮尺	提出時期
位置図	(1) 方位	10,00	事前協議
	(2) 事業区域の位置	0分の1以	のとき
	(3) 事業区域周辺の道路、	上	
	河川、森林、農地、市街		
	地、集落地、主要公共施		
	設等の位置及び名称		
現況図	(1) 方位	2, 500	事前協議
	(2) 事業区域の境界(赤線)	分の1以上	のとき
	(3) 地形及び土地利用の状		
	況		
	(4) 事業区域内に現存する		
	道路、建築物、河川、水		
	路、森林、農地、井戸等		
	の位置		
	(5) 現況写真との照合符号		
	及び撮影方向		
現況写真	事業着手前の事業区域及		事前協議
	び事業区域周辺の状況が確		のとき
	認できるカラー写真		

/\ \  \( \frac{1}{24} \) \( \fra			* * # **
公図又は地	事業区域及び事業区域に		事前協議 のとき
<ul><li>籍図</li><li>土地等の調</li></ul>	隣接する土地の地番   (1) 事業区域及び事業区域		事前協議
上地寺の神書	に隣接する土地の地番、		一
盲	地目、地積、土地に関す		0) 2 3
	地口、地積、土地に関り   る権利の種別及びその権		
	利者の氏名又は名称		
	(2) 事業区域及び事業区域		
	に隣接する土地に存する		
	建築物に関する権利の種		
	別及びその権利者の氏名		
	又は名称	1 0 0 0	+
求積図	(1) 方位	1, 000	
	(2) 事業区域の面積の求積	分の1以上	のとき
	に必要な寸法及び算式		
	(3) 太陽光発電設備の水平		
	投影面積の求積に必要な		
	寸法及び算式		-1. >1 -11: -21:
土地利用計	(1) 方位	1,000	
画図		分の1以上	のとき
	は、大陽光発電設備の配		
	置、形状及び寸法		
	(4) 事業区域の塀、柵、擁		
	壁等の配置及び形状		
土地造成計	(1) 方位	1,000	事前協議
画平面図	(2) 事業区域の境界(赤線)	分の1以上	のとき
	(3) 切土又は盛土(以下「切		
	土等」という。)を行う土		
	地の位置及び形状		
	(4) 切土等を行った後の地		
	盤面の計画高		
	(5) 縦横断線の位置		
土地造成計	(1) 事業区域の境界(赤線)	1,000	事前協議
画縦横断面	(2) 切土等を行う前後の地	分の1以上	のとき
図	盤面		
太陽光発電	太陽光発電設備の形状、	20分の1	事前協議
設備の平面	寸法、材料の種別、仕上げ	以上	のとき
図	方法及び色彩		
太陽光発電	太陽光発電設備の形状、	50分の1	事前協議

	寸法、材料の種別、仕上げ	以上	のとき
図	方法及び色彩		
太陽光発電	(1) 太陽光発電設備の形状	50分の1	事前協議
設備の断面	及び寸法	以上	のとき
図	(2) 太陽光発電設備を設置		
	する地盤の形状及び勾配		
	(3) 太陽電池モジュールの		
	傾斜角度		
太陽光発電	太陽電池モジュールの種	20分の1	事前協議
設備の構造	類、構造耐力上主要な部分	以上	のとき
図	である部材(接合部を含		
	む。)の位置、寸法及び構造		
	方法並びに材料の種別及び		
	寸法		
反射光影響	太陽電池モジュールの反射		事前協議
予測図	光による周囲への影響予測		のとき
	範囲		
緊急対応マ	災害、事故、機器の故障		事前協議
ニュアル	等が発生又は発生するおそ		のとき
	れが生じたときの事象別の		
	対応方法、連絡網等		
電気事業者	認定書の記載事項のとお		事前協議
による再生	b		のとき
可能エネル			
ギー電気の			
調達に関す			
る特別措置			
法(平成2			
3年法律第			
1 0 8 号)			
第9条第3			
項の規定に			
よる認定書			
の写し			
<u>ツチと</u> 関係法令等	許認可書等の記載事項の		事前協議
医尿仏 下寺による許認	とおり		かい から 一郎 かん あんり あんり あんり あんり もんり もんり あんり もんり あんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり か
可等を受け			前協議の
可等を受けている場合			別 協 哉 の   と き に 提
			-
はその写し			出できな

I	1	1	1 1
			いものに
			ついては
			事業届出
			のとき)
流量計算書	流量計算書の記載事項の		事業届出
	とおり		のとき
排水施設計	(1) 排水区域の区域界	1,000	事業届出
画平面図	(2) 排水施設の配置、種類、	分の1以上	のとき
	材料、形状、内法寸法、		
	勾配、水の流れの方向、		
	吐口の位置及び放流先の		
	名称		
排水に係る	放流承諾書の記載事項の		事業届出
放流承諾書	とおり		のとき
事業区域の	登記事項証明書の記載事		事業届出
土地の登記	項のとおり		のとき
事項証明書			
完了写真	事業完了後の事業区域及		事業完了
	び事業区域周辺の状況が確		のとき
	認できるカラー写真		

## 備考

- 1 この表において、空白の箇所は特段の指定がないことを示す。
- 2 この表において示す縮尺で必ず明示すべき事項等を明確に確認できない場合は、適当な縮尺とすること。